

## ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会（第14回）

1. 日時：令和3年9月28日（火） 17：30～19：00

2. 開催形式：WEB会議

3. 出席者：

### <構成員>

大橋座長、相田座長代理、大谷構成員、岡田構成員、宍戸構成員、関口構成員、長田構成員、林構成員、藤井構成員、三友構成員

### <オブザーバ>

全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社オプテージ

### <総務省>

二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、林総合通信基盤局総務課長、木村事業政策課長、川野料金サービス課長、柴山データ通信課長、中田事業政策課調査官、中川事業政策課課長補佐

**【大橋座長】** それでは、皆さん夜遅い時間にこのたび御参集いただきましてありがとうございます。定刻ですので、ただいまからブロードバンド基盤の在り方に関する研究会第14回を開催いたします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症対策のため、ウェブ会議による開催ということとさせていただきます。

まず、事務局よりウェブ会議システム及び配付資料の関係での留意事項をお願いいたします。

**【中川事業政策課課長補佐】** 事務局でございます。

本日は、御発言に当たっては、名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュート、オフにしていただきますようお願いいたします。また、チャット機能もございますので、音声がつながらなくなった場合など、必要があればチャットのほうも御活用いただければと思います。また、ウェブ会議への接続が切れた場合などは、大変お手数ですが、事前に事務局よりお

送りさせていただいているURLにもう一度ログインし直していただければと思います。

本日の配付資料につきましては、資料14-1、14-2、14-3、14-4、及び参考資料14-1を配付しております。なお、前回のブロードバンド基盤の在り方に関する研究会は、6月の開催でしたが、それから、総務省職員の人事異動がございました。総合通信基盤局長として二宮、電気通信事業部長として北林、事業政策課長として木村が着任しております。その他新たに着任した職員の紹介につきましては、時間の関係上、出席者一覧の配付をもって代えさせていただければと思います。

事務局からは以上でございます。

**【大橋座長】**      ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。まず、最終取りまとめに向けた本研究会の検討スケジュール案で、その次に、ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会中間取りまとめ案に対する主な意見、及び研究会の考え方の案の概要、最後に、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化促進のための交付金制度の在り方の案について、それぞれ事務局から御説明いただいて、意見交換をさせていただければと思います。

それでは、事務局より、最終取りまとめに向けた本研究会の検討スケジュール案について御説明をお願いします。

**【中川事業政策課課長補佐】**      事務局でございます。

それでは、資料14-1「最終取りまとめに向けた検討スケジュール案」ということで、説明させていただきます。前回の会合から約3か月経過しておりますが、中間取りまとめ案を6月の末に第13回の研究会で示させていただいて、パブコメを7月に1か月間かけ、その意見の取りまとめと、今回の検討会再開に向けた検討を行ってまいりました。

そして、本日9月28日、そのパブコメ結果の概要等を御紹介するとともに、中間取りまとめ案で残された論点として、継続検討事項となっております交付金制度の在り方と、事業者に対する規律の在り方、ラストリゾート事業者の役割の在り方というのを最終取りまとめに向けて引き続き議論していきたいと思っております。

本日の第14回につきましては、交付金制度の在り方をまず御議論いただこうと思っております。次回以降、できれば月1回の頻度で、残された論点を議論していきまして、最終取りまとめを目指したいと思っております。議論の進捗によっては、回数等を変更させていただく可能性もございます。

資料14-1につきましては、事務局からは以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。今後のスケジュールということで、資料としてまとめていただいたものです。この件に関して、もし構成員の方で御意見なりあれば、いただければと思いますが、いかがでしょうか。もしオブザーバの方もありましたら、御意見いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

それでは、取りあえず、こういうふうな形で進めていくということで、念頭に置きながら以降の議論を続けさせていただければと思いますので、今日は議題も目白押しですので、次の議題に進めさせていただきたいと思います。

次、資料14-2、「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会中間取りまとめ案」に対しての意見を頂戴していますので、その意見と研究会の考え方の概要について御説明のほうをお願いいたします。

【中川事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

それでは、資料14-2に基づきまして、本研究会の中間取りまとめ案のパブコメに関する主な意見と考え方（案）ということで、概要としてお示しさせていただきます。

それでは、1ページおめくりいただきまして、右上2ページ、「意見募集の結果（概要）」について御説明いたします。実施期間が7月1日から7月30日の1か月間。合計で18名様から意見提出をいただきまして、電気通信事業者等15名様と個人3名様から意見をいただいております。

そして、次のページから、提示された主な意見と考え方（案）ということで御紹介させていただきます。右上の3ページを御覧ください。中間取りまとめ案の各章ごとに意見を提出していただいております、その青色の部分が各章のタイトルで、緑色の部分が各意見の概要を記載しているものでございます。緑色のところを読み上げていく形で御紹介させていただきます。

1章の「検討の背景」に関しましては、安定的に大容量のデータをやり取りすることが可能な環境整備に賛同ということで、ソフトウェア協会様から意見をいただいております。

そして、2章の「ブロードバンドサービス提供の現状」というところで、ケーブルテレビ連盟様から、交付金制度等の検討等に当たっては、実際の運用経費の実態が負担になっているかどうかをより丁寧に分析すべきだという意見をいただいております、こちらに関しては、最終取りまとめに向けてこういったバックデータ等必要なものを引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

次のページ、右上4ページでございます。ここから、第3章「提供確保すべきブロード

バンドサービスの位置付け」に関しての意見でございます。第3章については、有線・無線かどうかという議論や、通信品質をどうするのかというものを記載している章立てでございます。

まず、意見3つ目に関しては、提供確保すべきブロードバンドサービスというのは、技術中立であるべきだという御意見でございまして、それに対して意見4つ目が、そうではなくて有線ブロードバンドを基本とすべきだという意見でございます。こちらに関しては参考とさせていただきますと考え方案でございます。

そして、5つ目の意見が、携帯基地局までの光ファイバのエントランス回線の整備・維持に関しては、ユニバ制度の対象とする必要はないという御意見でございます。

続きまして、右上5ページでございます。引き続き第3章についての意見で、こちらのスライドはいわゆる通信品質の関係での意見をまとめております。6番目の意見が、ブロードバンドというのはベストエフォート型のサービスであるため、名目速度と実効速度の一定程度の乖離は仕方ないという意見をNTT様含めて4名様からいただいております。

そして、7番目の意見と8番目の意見ですけれども、仮にブロードバンドサービスの品質というのを規律等で検討するのであれば、事業者の過度な負担とならないようにしてほしいというのが7番目の意見でございまして、8番目の意見が、事業者の規模に留意してほしいという意見でございます。通信品質の在り方に関しては、中間取りまとめ以降、継続検討となっておりますので、考え方案としては、引き続き検討を行ってまいりますとさせていただきます。

右上6ページでございます。こちらから、第4章「ブロードバンドサービスの適切、公平かつ安定的な提供の確保のための方策」についての意見でございます。こちらの4章は、いわゆる有線ブロードバンドサービスを提供する事業者に係る規律、交付金制度、ラストリゾートの関係についての内容を記載している章でございます。

意見9に関しては、まず、賛同いただきましたという御意見です。

意見10番目からが交付金に係る意見でございます。10番目の意見はKDDI様からで、全国事業者については交付金による競争補完の対象とすべきではないのではないかという御意見をいただいております。

11番目の意見といたしましては、JCOM様からで、支援対象を高コスト地域に限定して、整備費を交付金の支援対象外とすることについて賛同いただいているという御意見でございます。

続きまして、スライド右上7ページでございます。こちらでも交付金関係の御意見ですが、意見12に関しては、交付金の支援対象事業者というのは真に支援が必要なもののみとすべきであるという御意見を頂戴しております。

それに対して、13番目は、支援対象事業者は内部相互補助を前提とすべきではないという意見をNTT様からいただいております。基本的に、交付金制度に関する意見についても、中間取りまとめ以降、交付金の在り方は継続検討事項としておりますので、引き続き検討を行ってまいりますという考え方案になっております。

続きまして、右上のスライド8ページでございます。こちらでも交付金関係の意見でございますけれども、14番目の意見がNTT様からで、交付金額は実際に要した費用に基づいて算定されるべきであるという御意見です。

それに対して、意見の15番目が、交付金の支援対象は非効率性を排除した必要最小限にすべきだという御意見をKDDI様からいただいております。

そして、意見の16番目が、交付金の負担者は一定規模以上のものに限定するべきであるという意見をケーブルテレビ連盟様からいただいております。交付金の実際の費用の算定の在り方や、負担者をどうするかということは継続検討事項ということですので、最終取りまとめに向けて、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

そして、続きまして、右上9ページでございます。こちらからブロードバンドサービス提供事業者に課す規律の内容についての意見でございます。17番目、18番目の意見はそれぞれ、規律というのは最小限にすべきであるというものや、例えば、電話の制度と比べて若干緩和するなどの柔軟な検討が必要であるという意見をいただいております。

この規律の在り方についても継続検討事項でございますので、引き続き検討を行ってまいりますという考え方案としています。

続いて、右上10ページを御参照いただければと思います。こちらでも第4章に関する意見で、いわゆるラストリゾート事業者関係の御意見を頂戴しております。19番目の意見に関しては、KDDI様やアルテリア・ネットワークス様で、特別な地位にあるものを、具体的には電電公社時代の管路等をお持ちのNTT様がラストリゾート責務を負うべきではないかという御意見をいただいております。

20番目が、ラストリゾートの責務の履行に当たっては技術中立を前提とすべきであること、21番目がラストリゾート責務を負う事業者に対しては必要な支援を行ってくださいというNTT様からの意見でございます。ラストリゾートの在り方に関しても継続検討事項

ですので、引き続き検討を行ってまいりますという考え方案でございます。

最後のページです。右上11ページです。第5章が「有線ブロードバンド未整備エリアにおけるブロードバンドサービスの提供確保方策」ということで、無線ブロードバンドで有線ブロードバンドを補完するという方向性で賛同いただいているというものでございます。6章で「今後の方向性」ということで、賛同ということと、ブロードバンドユニバ制度の検討に際しては、技術、社会環境の変化に柔軟に対応するようにしてくださいという御意見を頂いております。

以上、駆け足でしたけれども、主な意見ということで御紹介させていただきました。この資料は、特に意見が多かった論点を抜き出した概要でございます。いただいたパブリックコメントの全意見に関しては参考資料14-1として配付しておりますが、時間の関係上、概要ということで御紹介させていただきました。

事務局からは以上でございます。

**【大橋座長】** ありがとうございます。18の者から大変貴重な御意見をいただきました。これは今回、中間取りまとめということで、今後、最終的な取りまとめに向けて論点を詰めていくわけですが、そうした論点について多く御意見いただいたというところもあって、こうしていただいた貴重な御意見を踏まえて今後議論していくということだというふうに理解をしています。

それでは、構成員の皆様方から御意見、御質問ありましたら、ぜひこの機会にいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしそうですか。ありがとうございます。

それでは、今回、中間取りまとめのパブコメへの返しについての修正意見は特段ないということで、本研究会の中間取りまとめ案についても、本案のとおり公表に向けて事務局には進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、本日の最後の議題になります。資料14-4になりますけれども、ブロードバンドのユニバーサルサービス化促進のための交付金制度の在り方の案について、事務局から御説明いただいて、その後、意見交換をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

**【中田事業政策課調査官】** 事務局でございます。

それでは、資料14-4に基づきまして、ユニバーサルサービス化促進のための交付金制度の在り方について御説明を申し上げます。

資料2ページを御覧ください。まず、制度改革の基本的な考え方でございますけれども、今回の制度改革において、どういったサービスを対象とするかということでございます。まず、Society 5.0というものを政府として掲げているわけでございますけれども、それから、また、新型コロナウイルス対策ということで、対面での接触を前提としない新たな日常を構築するということが求められているわけでございますけれども、そういった中で、テレワーク、遠隔教育、あるいは遠隔医療といったものが国民生活にとって不可欠なサービスとなりつつあるという認識に至っているところでございます。

このようなテレワーク、遠隔教育、あるいは遠隔医療等を原則として日本全国どこでも利用できるようにしていく必要があるだろうという認識に立ちまして、このようなサービスを利用する上で前提となるブロードバンドサービスについても、やはり原則として日本全国どこでも利用可能にしていくということでございます。そのために、現在の基礎的電気通信役務制度を改正いたしまして、不採算地域におけるブロードバンドサービスの維持等のための新たな仕組みを導入するということとしてはどうかということでございます。

その場合の新たな仕組みの対象とするブロードバンドサービスの具体的な中身でございますけれども、3つの観点から検討するのがよいのではないかというふうに考えておりました、1つが通信速度でございます。テレワーク等を行う上では大容量の動画を送受信するということが必要となりますので、そういったことが可能かどうかというのが1つの観点ということになるかと考えております。

もう一つが遅延の程度ということでございまして、テレワーク、遠隔教育、あるいは遠隔医療といったものと、リアルタイム性・双方向性というものが強く要求されますので、そういったことが可能なような遅延の程度に収まる必要があるというのが2点目でございます。

それから、3点目が料金体系でございまして、やはりそういったサービスを使うということになりますと、基本的には、容量無制限で定額で使えるということが1つの前提となってくるという部分がございますので、こういった観点から、これら3点を総合的に考慮いたしまして、現段階といたしましては、FTTH、それから、CATVインターネットサービスのうちのHFC方式、これらを対象として制度をつくっていくということでいかにかということでございます。

その下に点線囲みで「携帯ブロードバンドサービスの位置づけ」というものを記載してございますけれども、携帯ブロードバンドサービスについては2点ございまして、1つは、

先ほど申し上げた3点に照らしまして、少なくとも現時点においては、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用するための手段としては必ずしも十分でない場合もあるということがございます。

もう一点といたしましては、こういった携帯ブロードバンドサービスについては、現在の見込みといたしまして、事業者間の競争による自主的な整備・維持が期待できるということがございますので、あえて今回の仕組みの対象とする必要はないのではないかとこのことでございます。決して携帯ブロードバンドサービスが重要でないとかそういったことをここで述べているわけではなくて、重要あるいは不可欠であるということは言い得るけれども、あえて今回の制度の対象とする必要はないのではないかとこの趣旨でございます。

そのような前提で、3ページでございますけれども、今回創設する交付金制度の狙いを3点にまとめているところでございます。

1点目が不採算地域における有線ブロードバンドサービスの維持ということでございまして、現在、地方における有線ブロードバンドサービスの重要な担い手であるローカル事業者については、人口の減少等によって採算性が悪化しているということが聞かれるわけですけれども、今後さらに人口減少が進んだ場合には、サービスの維持が困難になるということも予想されるところでございます。ですので、こういったサービスについて新設する交付金によって支えていくということが必要なのではないかとこの1点目でございます。

それから、2点目でございますが、2点目は有線ブロードバンド未整備地域の解消促進ということでございまして、近年、補助金等を使いまして、未整備地域かなり解消が進んできたところではあるのですが、いまだ、私どもの手持ちのデータですと、約17万世帯においてF T T Hが使えない、そもそもサービスが提供されていないエリアがあるという現状でございます。

この場合のサービスが提供されていない要因でございますけれども、大きな要因が、仮に補助金等を使って設備を整備したとしても、その後、赤字になることが見込まれるためにサービスが維持できないといったことが1つネックになっているということがございますので、今回新設する交付金によって維持費用を支援することによって、ある意味、そのボトルネックが解消できるのではないかと、それによってさらに整備が進むのではないかとこのことを期待したいということでございます。これが2点目でございます。

最後、3点目でございますが、公設公営あるいは公設民営から民設民営への移行という

ことをごさいますして、現在、地方における有線ブロードバンドサービスの提供というものは、公設公営方式あるいは公設民営方式によって行われている場合が多いわけですが、こういった公設方式というものは、どうしても自治体にとって一定の人材面あるいは財政面の負担が生じるということもありますし、効率性という点でも課題がある場合があるということがございますので、総務省としては、かねてから民設民営への移行というものを促進してきたところでございます。

ここも、民間事業者の側からしますと、仮に設備等を引き受けたとしても赤字になる可能性が極めて高いということですので、なかなかその引取り手が現れないということがネックとなっているということでございます。ですので、今回新設する交付金によってその維持費用を支援するということによって、こういった公設公営・公設民営の民間への移行というものを促進できるのではないかとといった趣旨も、3点目として、交付金制度の趣旨として考えていきたいということでございます。

これらを踏まえまして、4ページでございまして、今回の交付金制度による支援の全体イメージということで素案を提示させていただいているわけでございますけれども、全国を3つのエリアに区分してはどうかということでございます。

一番下は支援対象外エリアでございまして、これは都市部を中心といたしまして特段支援の必要がないエリアということでございます。

その上、そのさらに上と、一番上が支援対象エリアということですが、ここでの考え方といたしましては、支援対象エリアを2つに分けてはどうかということでございます。真ん中の普通の支援対象エリアが前のページの①の趣旨に対応しているものでございまして、条件不利地域等の高コストエリアを念頭に置いているものでございます。

これに対しまして、その上の特別支援対象エリアにつきましては、前のページの②あるいは③の趣旨に対応しているものでございまして、具体的には、例えば、改正法公布日以降に新たに自治体事業による整備が行われたエリア、それから、改正法公布日以降に公設公営あるいは公設民営から民設民営への転換が図られたエリア。これらについては、ある意味、特別な支援対象エリアとして、特別な考え方を取る余地もあるのではないかとということでございます。

ここで、支援対象エリアと特別支援対象エリアを区別する意味なんですけれども、一番右の「支援対象事業者の要件」というところで区別をするという考え方があり得るのではないかとこのように考えおきまして、真ん中の一般の支援対象エリアにつきましては、支

援対象事業者の要件の2つ目でございますけれども、事業者の財務状況や部門別収支、全業務区域等に照らして、支援の必要性が認められる事業者に限って支援対象とするという考え方を取ってはどうかということでございます。

今回の交付金制度、結果として、広く利用者に御負担を求めるような形にならざるを得ないところがございますので、支援の対象というのは特に必要な事業者に絞るべきであるというふうに考えておりました、基本的には、そういったローカルのサービスの維持が困難であるような事業者に絞って支援対象としていくという方針を取るのがよいのではないかとというのがこの考えでございます。

ただし、その一番上の支援特別支援対象エリアにつきましては、未整備エリアの解消促進であるとか、あるいは、民間への移行促進であるといった特別の政策的要請がありますので、やや違った考え方を取る余地もあるのではないかとというふうに考えておりました、具体的には、支援対象事業者の要件にあるとおり、そういった事業者の財務状況や部門別収支等は問わず、そこで1者で提供している事業者については交付金による支援対象とするといった考え方があるのではないかとということでございます。

以上が基本的な考え方でございます、5ページから8ページまでは交付金制度の詳細の設計イメージということでして、基本的には、中間取りまとめまでで御議論いただいた内容を改めてまとめているところでございます。

5ページは支援対象エリアの指定ということでございまして、前のページで申し上げた支援対象エリア、あるいは、特別支援対象エリアというものをどれぐらいの単位で指定するかということでございます。

今回、1つの大きな考え方といたしまして、競争中立性という観点から、基本的に、競合事業者が存在するようなところは支援対象としないという考え方を取ろうとしていますので、その場合に、あまりエリアの単位を、例えば、都道府県単位とか市町村単位というふうに大きく取りますと、ほとんど全てのエリアが競合エリアになってしまう問題がありますので、対象エリアはできるだけ細かく取るというのが望ましいと考えております。

他方で、あまり細かくし過ぎると管理ができなくなる、事務的に執行できなくなるという問題がございますので、管理可能な最小単位という観点で、町字単位というふうにしてはどうかということでございます。

6ページが交付金の支援対象経費ということでございますけれども、どういった経費を対象とするかということでございますが、基本的には、支援対象エリアでサービスを提供

することに伴って追加的に発生する費用を支援するということになりますので、ここにありますとおり、アクセス回線設備等の維持に通常必要な費用を支援するという考え方になるかと考えております。

ただ、例えば、離島への海底光ケーブルのように専ら支援対象エリアへのサービス提供に用いられるものについては、中継系の設備であっても支援対象とする考え方があり得るのではないかと考えているところでございます。

それから、7ページといたしまして、負担金の負担対象事業者ということでございますけれども、これをどう考えていくかということでございますが、原則として、有線または無線ブロードバンドサービスを提供する全ての事業者を負担対象事業者としてはどうかというふうに考えております。有線ブロードバンドサービスを提供する事業者につきましては、まさしく冒頭申し上げたテレワーク、遠隔教育、遠隔医療等によるサービスの担い手というか、そういったものによって利用者に受益が発生するという側面がありますので、御負担を求めていくということになろうかと思えます。

加えまして、無線のブロードバンドサービスにつきましても、有線ブロードバンドサービスほどではないですが、ある特定の場面では、そういったテレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を利用することが想定されますし、それに伴って受益も発生し得るという考え方で負担事業者を含めてはどうかということでございます。規模等によって一定の限定をするという考え方もありますので、「原則として」というふうに記載しているところでございます。

対しまして、自らブロードバンドサービスを提供するわけではないISP事業者あるいはOTT事業者については、今回については負担事業者としなくてよいのではないかと考えているところでございまして、ここも中間取りまとめまでの考え方を踏襲しているところでございます。

8ページでございますが、負担金算定の単位でございまして、現在の加入電話のユニバーサルサービス交付金制度については、電話番号を単位といたしまして、1番号当たり幾らという形で負担金額を設定しているわけですが、今回、有線ブロードバンドサービスを交付金制度に入れた場合に、当然、電話番号はございませんので、どうするかという問題がございまして、基本的には、契約数、1契約当たりという考え方になるかというふうに考えているところでございます。

ただ、例えば、企業で1法人で1契約になっているところ、あるいは、集合住宅で1つ

のビルで1契約になっているもの等についてはどう考えるかということがございますので、ここも「原則として」というふうに記載しているところでございます。

それから、そういった形で、1契約当たりで各事業者の負担額を設定した場合に、最終的な利用者に負担を転嫁するかどうかということがあるわけですが、ここにつきましては、各事業者の判断ということにならざるを得ないのではないかとというふうに考えているところでございます。

以上、5ページから8ページまでは、基本的に、中間取りまとめまでの議論の内容を踏襲しているところでございます。

最後、9ページでございますが、支援額算定の考え方というところについて、1つ事務局としての素案を提示させていただいているところでございます。これは先ほどの6ページのところでありました支援金の支援対象経費、基本的には、アクセス回線等の通常維持に必要な費用ということでございますけれども、これを具体的にどうやって計算するかということでございます。

このところは、仮に法律案が成立した場合には、省令などで規定していくことになると思いますので、具体的な制度設計はその段階で行うことになるかと考えておりますが、現段階でも、基本的な考え方については御議論いただくのがよろしかろうということで、このような形で考え方をまとめているところでございます。

支援額算定の考え方は大きく2段階ございまして、まず、コストをどうやって計算するかということがございます。その上で、コストを計算した上で、そのコストのうちのどれぐらいを支援額とするかという、その2段階がございまして、まず、コスト算定、費用算定の考え方につきましては、大きく2つの考え方があるかと考えております。

1つが実際の費用をベースとする考え方でございまして、ここでは「実際費用方式」と呼んでおります。もう一つが、何らかの標準的なモデルに基づいて費用を算出するという考え方でございまして、ここでは「標準モデル方式」というふうに呼んでいるところでございます。

ここで、いずれが望ましいかということでございますけれども、事務局といたしましては、基本的には標準モデル方式が望ましいのではないかとというふうに考えております。理由といたしましては、2ポツにございますが、実際費用方式を取った場合の大きな問題といたしまして、事業者固有の非効率性が温存されてしまう。その結果として、交付金額の全体の肥大化につながってしまうという問題がございます。

それから、これは二次的な理由でございますが、今回、支援対象事業者が多数にのぼるというふうに考えられますので、実際費用を計算するということになりまして、事務コストもなかなかのものになるということがございまして、そういった観点から、基本的には標準モデル方式を取っていくのが望ましいのではないかと考えているところでございます。

ただし、3ポツでございますが、仮に法律案が成立した場合、省令などで具体的に制度の詳細を検討していく段階で、どうしても適正なモデルがつかれないというような場合には、これはある意味仕方がないということで、実際費用方式を補完的に採用する余地もあるのではないかとございまして、具体的には、例えば、海底光ケーブルのようなものについては、そもそもサンプル数が限られておりますので、なかなか意味のあるモデルがどこまでつくれるかという問題がございますので、どうしてもモデルがつかれないという場合には、実際費用を例外的に採用するという余地もあるのではないかとございまして。

その上で、そうした考え方で算出された費用のうち支援額をどのように計算するかということにつきましても、これも大きく2つ考え方があるというふうに考えているところでございまして、1つが、その費用の一定部分を支援対象とする考え方で「ベンチマーク方式」と呼ばれているものでございます。もう一つは、実際の収入と費用を相殺しまして、赤字部分を支援対象とするという考え方でございまして、これをここでは「収支相殺方式」というふうに呼んでいます。

いずれが望ましいかということでございまして、事務局といたしましては、基本的にはベンチマーク方式が望ましいのではないかと考えております。理由といたしましては、下の2ポツでございますが、収支相殺方式の大きな問題といたしましては、事業者の料金設定に依存するという問題がございます。事業者が料金を低く抑えますと、結果として赤字になるということが想定されまして、そうすると支援額が膨らむという形で、事業者の料金設定に対して依存して、事業者の料金設定に対してある種のややゆがんだインセンティブを与えるという問題がございますので、そういった問題のないベンチマーク方式が基本的には望ましいというふうに考えているところでございます。

3ポツで「ただし」ということでございまして、一般的にはベンチマーク方式が望ましいわけでございますけれども、先ほど4ページで申し上げた特別支援対象エリアのようなものにつきましては、これは著しく採算性が低いエリアでございまして、当然に赤字にな

るといことが想定されますので、なかなか適正なベンチマークの設定というものが難しいのではないかとことも予想されますので、そういった場合には、不当な料金設定が何らかの形で抑止されるのであれば、例外的に収支相殺方式を採用する余地もあるのではないかと考えているところでございます。

最後の9ページのところは、現時点で全て決め切る必要は必ずしもないと考えているところですが、一旦のイメージということでお示しした次第でございます。

以上でございます。

**【大橋座長】** ありがとうございます。

中間取りまとめ以降、議論をこれから開始するわけですが、それに当たって、今回、支援額の算定の考え方を中心にして、これまでの交付金の設計のイメージも含めて、議論の俎上に載せていただいたということだと思います。

残りのお時間を使って意見交換をさせていただければと思いますので、構成員の皆様方から、まず、ぜひよろしく願いいたします。

相田構成員、お願いいたします。

**【相田座長代理】** ただいまお示しいただきました内容、基本的にはこれまでの議論に沿った方向かなというふうに思いますけれども、1点、4ページのところで、「支援対象事業者の要件」というところに、当該エリアに競合事業者が存在する場合は対象外ということで、特別支援対象エリアについても、支援対象エリアについても書かれているわけですが、たしか、ヒアリングのどこかで、地方でやっていらっしゃる中小事業者さんが、その後、競合事業者が現れたことでもって非常に経営が厳しくなってしまったというような御指摘があったかと思しますので、特に、それこそこの特別支援対象エリアということで、公設民営だったものをすごい覚悟で引き受けたら、別の事業者が参入を宣言して、まだ実績もないうちに支援対象外になってしまうというようなことでもいいのかというようなことです。実際に競合事業者が存在するかどうかという判定基準と言うんでしょうか、どれだけ実績があるのかとか、それから、場合によっては、そういう後から競合事業者が現れた場合には、ある程度の移行期間みたいなものを認めるとか、そういうことは考えてもいいんじゃないかなというふうに思いました。

以上でございます。

**【大橋座長】** ありがとうございます。ある程度御質問、御意見をまとめてから事務局に御回答いただければと思いますので、次に、三友構成員、お願いします。

【三友構成員】 三友でございます。ありがとうございます。

イメージしている制度そのものは、電話のユニバーサルサービスと制度的には非常に近いものがあると思います。ただ、将来の人口の動態を考えたときに、この電話のユニバと同じような形で本当に算定ができるのかどうかということはよく考えておかなきゃいけないかなというふうに思っております。

人口の減少について、国土交通省の統計で、2010年に比べて2050年の人口はどうなるのかという統計がございまして、人口をトータルで見ると、1億2,800万が9,700万になり、24%減少するという統計ですが、同じ資料に、日本の地図上に1平方キロメートルごとにメッシュを切りまして、18万地点で人口がどうなるかという推定をしております。これによりますと、100%減少するところ、すなわち人が住まなくなるところが19%、50%以上減少するところが44%、0%以上50%未満の減少が35%、増加するのは2%のみです。50%以上、すなわち人口が半減するところ以上が63%あるわけです。

そうすると、この電話のユニバのような仕組みで本当に地域の人口減少のためにサービスの提供が困難になったところをカバーし切れるのかどうかという問題が生じのではないかと考えています。

同時に、ユニバーサルサービスとなればあまねく提供義務を課すこととなりますが、事業者にとっては幾ばくかの補助を受けてもやっていけないような状況というのが起こる可能性があると思います。制度だけ残って事業者がいなくなるということが起こり得るわけでありまして、そういう事態を避けるためにも、例えば、支給額の算定のやり方をそういった人口減のことを考えた上で作っていくとか、あるいは、このユニバーサルサービスという制度そのものを作るときに、やめる条件も一緒に考えておくということも必要なのではないでしょうか。

決してネガティブなことを申し上げているわけではなのですが、電話のユニバーサルサービスのケースでもそうですが、制度を作るよりもやめる方が、恐らく労力が何倍もかかると思うんです。今は作るムードで制度設計をしていますが、同時に、やめるときのことでも考えておく必要があるのではないかというのが私の意見です。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。続いて、大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。

事務局でまとめていただいた資料、かなり簡潔にクリアにまとめていただいたので、制

度のイメージがしやすくなったのですけれども、これからユニバの基金、交付金の制度を考えていく上で、費用の算定ですとか、支援額の算定、それぞれに効率性を考えますと、モデルに依拠するということが必要になってくると思っているところです。

9ページのところでは、このモデルの中に、特に費用算定のモデルのところ、標準モデルについて、エリアの特性に応じて複数のモデルを使い分けることも考えられるというふうに※印で付け加えていただいているところなんですけれども、この辺りをもう少し詳しく議論して、適切なモデルというのを模索していかなければいけないと思っているんですが、質問としては、このエリアの特性としてどのような要素を見ていくのかということと、それから、複数のモデルというのは、特性に応じたものとしてどの程度のモデルが考え得るのかといったことについても少し具体的に教えていただければと思います。

それから、あわせてコメントなんですけれども、今回、交付金の支援のイメージを4ページのところでまとめていただき、特別支援対象エリアと一般的な支援対象エリアと区分けしていただいたわけなんですけど、整備をこれから促進していくという観点からしますと、実際に法改正がなされないと、そもそも支援対象も交付金制度もあり得ないのですが、これから先につくられる制度であるということを考えますと、特別支援対象エリアというのは、改正法の公布日を起算点として、それ以降に自治体による整備が行われたり、民営に移管したりしたものということですので、本来、さらに迅速に整備が進められるべきところ、この法改正を待ってゆっくりと整備を行っていくということになると、この特別支援対象エリアの趣旨というのが実際には生かされないことになってくるのではないかとちょっと不安に感じているところです。

本来整備が必要なところに迅速に整備というか、つまり、交付金による支援の見通しというものが立つように、この基準を若干補正したりする考え方も併せて検討する必要があるのではないかと思いますので、コメントとして申し上げます。

以上でございます。

**【大橋座長】** ありがとうございます。御質問もありましたので、今までの3人の構成員の御意見のレスポンスも含めて、可能なものをいただけますでしょうか。

**【中田事業政策課調査官】** ありがとうございます。

まず、相田構成員からいただきました、4ページの競合事業者の考え方でございますけれども、御指摘のような観点は大きいとあり得るところだと考えております。原則的な考え方といたしましては、競争中立性という観点から、複数の事業者が競合しているところに

ついて、一方の事業者に対して支援金、交付金を入れるというのは問題があろうと考えているところでございますけれども、相田先生から御指摘があったような形で、後から、他の事業者が入ってくるということは想定されますので、御指摘のような形で、何らかの限定をかけるとか、あるいは、一定の猶予期間を設けるといった考え方は、制度設計の詳細として大いにあり得るところであらうと考えております。御指摘ありがとうございます。

それから、2点目。三友先生から御指摘をいただいた、将来の人口減少の可能性を見越して、やめる場合の条件等も含めて検討すべきであるという御指摘、非常に根本的な御指摘であると考えおきまして、受け止めて検討させていただきたいと思っております。

1つには、今回、仮に新たな制度を作ったといたしましても、当然、具体の年限はまた今後検討ですけれども、一定年限後、例えば3年後や5年後には制度の見直しが必要だと考えておりますので、スタートする時点で何年後に見直すかということは決めておくことが必要であると考えております。

それから、今回、いろいろな考え方はあろうかと思いますが、事務局の見通しといたしましては、現在の電話に関するユニバーサルサービス交付金制度は基本的には維持した上で、ある意味、それとは別に有線ブロードバンドサービスに関する交付金制度をつくるという形で、今、検討を進めているところではございますけれども、将来的には、そういった形が本当に望ましいのかという議論は当然あり得るかと思っておりますので、何らかの形で一本化するとか、そういったことも含めて検討していく時期が来るのであろうというふうに考えております。そういったところを含めて、一定年限後には見直すということを当初から決めておくということが必要であると思っております。

それから、大谷先生からいただいた点、1点御質問で、もう一点御指摘ということだったというふうに考えておりますが、9ページのモデルの使い分けということでございまして、これはゆくゆくは何らかのオープンな場で御議論いただくということになるわけでございますけれども、現段階でのイメージということで申し上げますと、例えば、4ページで言いますところの特別支援対象エリアについては、例えば、既存のLRICベースの局舎対応モデルを採用する。その上で、その下の支援対象エリアについては、どちらかといえば、回線密度に着目した町字単位のモデルを採用する。例えばそういった考え方があり得るのではないかとといったような趣旨で書いているところでございます。それが唯一の考え方ということではもちろんないと思っております、いろいろな考え方があろうかと思っております。

それから、大谷先生からいただいた、2点目の4ページの改正法公布日以降というふうにしてしまうと、ある意味、それまでやらないインセンティブが生まれるのではないかと。御指摘のとおりでございます、1つの懸念点として私どもも考えているところでございます。ただ、現段階では何も確定的には申し上げられないわけですが、仮に、次期通常国会での法改正ということになりますとすれば、公布日というのは5月や6月ということになりますので、そうだとすれば、そんなに遠い未来ではありませんので、その間ストップするということの懸念というのはあまりないのではないかと思います。ただ、もちろんそうでないシナリオをあり得ますので、その場合には、例えばですけれども、ある一定の確定日付で設定するとかそういった考え方もあろうかと思います。御指摘を受け止めて、さらに検討したいと思います。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは、また、意見交換を続けたいと思います。林構成員、お願いします。

【林構成員】 名古屋大学の林でございます。お時間いただきまして、ありがとうございます。

私も2点ほど現行の法制度との関係でコメントのようなものを差し上げたいと思うんですけども、まず、資料の2ページの3のところでしょうか。現行の基礎的電気通信役務制度を改正し、新たな仕組みを導入するということでございますけれども、これは先ほどの三友先生のお話とも関係するんですけども、現行の基礎的電気通信役務制度というのは、電気通信事業法7条に規定されるとおり、不可欠なサービスを全国あまねく100%カバーする、そして、それを維持する制度ということになっておりますので、そういった、つまり、不可欠なサービスを全国あまねく100%カバーするということを義務づける枠組みですので、だからこそNTT東西の電話が対象になっていて、現に100%カバーを実現しているわけです。

他方、有線ブロードバンドサービスの場合は、FTTHですと17万世帯残るということで、CATVを足しても7万世帯残るということですので、この現行の基礎的電気通信役務制度をそのまま当てはめることはできない可能性があるのではないかと思います。

つまり、単なる省令改正、例えば、電気通信事業施行規則の14条に有線ブロードバンドサービスを追加するというだけでは足りずに、有線ブロードバンド用に当てはめるための法改正というのが必要になってくる可能性があるというふうに思います。それが1点目で

ございます。

それから、2点目は4ページのところでございまして、今回、分類を3つに分けて、特に新たな交付金制度で特別支援対象エリアというのが設けられたということで、これは14-3でしたかね。資料の文章になっている中間取りまとめ案の脚注25にもありましたけれども、ブロードバンドサービスに係る事業が黒字である事業者も支援することが考えられるとなっていますので、この枠組みを作られれば、新たにF T T Hを整備した場合だけじゃなくて、公設光を譲り受けるような場合、つまり、自治体も含めて誰も引受け手がいない場合に、それを自ら引き受けるような場合には、黒字事業者であっても支援を受けられるものというふうに理解しておりますけれども、これは赤字で事業経営が困難な地域事業者、これは真ん中の部分ですけれども、それと区別して、黒字の全国事業者に対してであっても、光のエリアの維持とか拡張にある種のインセンティブなりモチベーションをもたらすようないい仕組みだというふうに私も思います。

一方で、これも現行の制度との関係になるんですけれども、現行の交付金制度というのは、電気通信事業法108条に規定されるように、交付金をもらうためには、事業者は手を挙げることはできるけれども、それを義務づける制度にはなっていないということで、この4ページのイメージの枠組みというのは非常にいい仕組みだと思うんですけれども、事業者の自発的な対応に依存する仕組み、現行の制度ですとそうになってしまうために、何らかの強制力を持たせるような仕組みというのも今後必要になってくるんじゃないかというふうに思っております。

ちょっと細かいところですが、2点コメントいたしました。以上です。

**【大橋座長】** 重要な御指摘ありがとうございます。後ほど、また事務局から反応いただければと思います。

長田構成員、お願いします。

**【長田構成員】** 長田でございます。

私からは、8ページで整理していただいている負担金のエンドユーザへの転嫁のところですが、これはお願いのような形ですけれども、ここに書いてあるとおりに事業者さんが負担をすることになったら、どういう形であれエンドユーザに負担の影響があるということは分かるんですけれども、例えば、事業者の負担が契約者数をベースとして決まるというようなことと比べますと、普通の一般のエンドユーザだと、それこそ今の電話のユニバのように、非常に電話回線を、スマホの契約をたくさん持っていれば、それで負担が大きく

なるというような形になってしまうのか、そうではなくて、世帯単位みたいな形でこの契約数みたいな形の考えになるのかということも含めて、どの程度個々のユーザの負担が増えて、その上でこの仕組みが成り立つことになるのかという具体的な数字をできるだけ早く示していただけたらいいなと思っています。

今回の中間取りまとめのところの意見で、いわゆる消費者団体などから意見が出ていなかったということは、仕組みとしてはそうだろうと。でも、最後、実際その仕組みが動いていくときに、我々普通の消費者にどういう影響があるのかというのは、まだ中間取りまとめの部分では具体的な数字が出てきていなかったもので、今後、この後半の議論のところを見て、団体としての意見もそれぞれ出していきたいと思いますというようなことになっておりますので、その議論をするにしても、できるだけ早くそのイメージを持てるようにしていただけたらいいなと思っていますので、よろしくお願いします。

**【大橋座長】** ありがとうございます。続いて、岡田構成員、お願いします。

**【岡田構成員】** ありがとうございます。

私のコメントは、既に皆さんからコメントがあって、ほとんど重なってしまったのですが、1点だけです。

4 ページで、特別支援対象エリアというカテゴリーを新しく設けて、別カテゴリーで認定する仕組みを設けようとする事自体はいいと思うんですが、「実際の基準」と書かれているところを見ると、改正法公布日以降という基準で区分する。これは実際に、いろいろな自治体等で整備が行われるタイミングに影響を与えることになると思うんです。また、実際にこの規定どおりだとすると、改正が行われた後に公設民営から民設民営へ転換を図るとか、あるいは、改正日以降に整備を始めるタイミングに後ずれしたほうが特別支援対象エリアに認定される。ちょっと恣意的に解釈すると、そのようなマニピュレーションの危険があるという感じがしました。

これも既にコメントされていた話だったかもしれませんが、そのようなことに対してロバストにどういうふうに制度をつくれればいいのか、これが最初にお伺いしたときに浮かんだ疑問となります。

もともとの制度上の対象地域の位置づけは、維持が極めて困難、ないし、「維持がされない可能性が高い」という文言で書かれていますけれども、その前の3 ページの②の特別支援対象エリアの該当するところに書いてありますとおり、「地域の自治体にも整備意向がないような著しく採算性の低いエリアについては、携帯ブロードバンドサービスによる対

応を図る」という文言が書いてあります。つまり、結局、算定される予想費用の関係で、有線ブロードバンドの支援が起きない、採算性の低いエリアも考えられているわけで、そこが携帯ブロードバンドで補われることもありえるわけです。

そうすると、極端にコストが高いエリア、特別支援対象エリア、支援対象エリアというふうに、コストに応じて色分けがされていくわけですが、そうすると、どういうコスト基準で振り分けていくのかといったことについても考えていく必要があるのではないかと。

これは、技術中立という話をこれまで散々議論してきたところではあるんですが、基本的には有線ブロードバンドで統一するとまとめられておりますので、そうであると、この著しく採算性の低い携帯で補わなければいけないエリアの位置づけをどう考えるかも問われることになりますね。

三友先生が最初にコメントされていましたが、コストは人口動態によって変わっていくので、そのようなコスト構造の変動を見据えた頑健な仕組みを本当にどこまでつくれるか。この新しい枠組みをうまく利用していく上で考えていく必要があるなと感じました。

私からは以上です。

**【大橋座長】** ありがとうございます。続いて、藤井構成員、お願いします。

**【藤井構成員】** 藤井でございます。よろしくお願いします。

既にいろいろな先生からコメントがあったところでございますが、4ページにある、今回3段階に分ける支援のイメージというのは非常に分かりやすいと思っていますし、交付金支出に一定の制限をつけるということになるかと思っておりますので、そういう意味では、受け入れられやすいのかと思っています。

それに対して、これで負担金がどのくらいの金額になるかという試算を今後していくのではないかと考えていますが、最近、携帯電話の料金がかかり下がってきている状況もあるので、その中で月にある程度の金額となる負担額となると、負担金の額が目立ってきてしまうのではないかとおぼやかし、結果として、制度として維持できなくなるという可能性が出てくるのではないかと考えています。

そういう意味では、制度設計のときに現実的な負担額になるような支援交付額を抑える、負担金を抑えるという仕組みは大切なことと思っていますので、しっかり試算をして、現実的な値になるようにしていただければと思っています。

さらに、この特別支援対象エリアというのは、場合によっては、無線ブロードバンドに

移行できる可能性もあるのではないかと考えています。三友先生からも出口をちゃんとつくったほうが良い話があったと思いますが、光でどうしても交付金が高額になることが予想される場合は、無線ブロードバンドに移行するような仕組みというのもしっかり整えたほうが良いのではないかと考えています。その辺りは今後しっかり検討していく必要があるものと考えているところです。

【大橋座長】 ありがとうございます。続いて、関口構成員、お待たせしました。よろしくお願いします。

【関口構成員】 関口でございます。

この資料14-4については、よく整理されていて、基本的に趣旨に賛同しております。

9ページのところで、支援対象エリアと特別支援対象エリアを別扱いにするという整理をされて、これで随分議論がすっきりしてきたなという気がいたしております、別方式も、特別支援対象エリアの場合には収支相殺方式といったようなことも導入の可能性もありうるということは、十分理解できるころだと思います。

現状、ユニバーサルサービス制度でも、公衆電話については相殺型の収入費用方式が採用されていて、赤字額全額を補填するという制度になっておりますので、そこでのアナロジーから言っても、合理性があるかなというふうに思っています。

ちなみに、「収支相殺方式」と言うのか「収入費用方式」と言うのか、現行の制度との整合性も少し考えて、用語は引き続き検討したほうがいいのかもしいかなと思いますが、いずれにしても、特別支援対象エリアというのは少し別扱いするという点については、私は賛成したいと思っています。

基本的に、支援対象エリアのほうについては、ベンチマーク方式を基本とするということでもよろしいと思っております。特に、事業者が多くなるということから、各事業者の効率性をどこまで排除するかというのはなかなか難しいと思っております、むしろNTT東西をベースにした今のLRICというものの算定というのは結構厳しめに効いてくる可能性があると思いますが、その意味でも、効率性を各事業者さんに促すという意味で、一定のモデルを採用するという点について賛成いたします。

ただ、ここでも書いてありましたように、海底光ケーブルのような、サンプルがあまりに少なくモデルのつくりようがないということも考えられますから、少し逃げ道を用意して、実際費用方式等の選択肢も入れておくということには意味があると思います。

先ほどから、人口減少に対応して既存の制度と一緒にいいのかどうかという議論が少し

提起されてきました。ここについては、次回の対象となっている、ラストリゾート責務を負う事業者に対してどのように責務を課していくかということと恐らく密接に結びついてくるところなので、本来、次回の議論に委ねられるところだとは思っていますが、現時点で私自身が考え得ることを少し発言させていただければと思っています。

日本では現状でも、限界集落と言われている、住民が10人を切ってしまうようなエリアというのが非常に増えてきていますし、テレビでも「ポツンと一軒家」みたいな、そのようなところで頑張っているお年寄りたちがテレビの番組の対象になるぐらい、そのようなエリアがぽつんぽつんと幾つでも見つかるような、そのような人口のばらつきが非常に大きくなりつつあるということは認識しなければいけないと思っています。

ただ、今後のブロードバンドサービスの利用の仕方を考えていったときには、人が住んでいないところにはサービス提供がなくていいかどうかということについては議論の余地があるし、それから、先ほど100%減少と三友先生がおっしゃっていましたが、人が住まなくなったエリアに、人はこれから住んではいけないという禁止条項でもついていけば別なんです。将来にわたって、そこに人が住む可能性のあるエリアについては、やはりブロードバンド整備をしておくということも意味があるだろうというふうに思っているんです。ここは公衆電話の考え方と軌を一にしていると思っています。

そのようなことを考えていくとき、今回、基地局、携帯の対象というのは外れるはずですが、5G、6Gを考えたときには、人がいるということと事業展開するということはこれから切り離されていくわけですね。例えば、第一次産業の支援のために5Gを活用するというのを、今、積極的に考えていたりしていますから、今後の有線ブロードバンドについても様々な利用の形態が考えられていくということを考えると、人が住んでいるということと住んでいないということの意味は、これから違う意味になってくるというふうに思っています。

ただし、NTT東西さんが意見を持っていたらっしゃるように、うちにはフレキシブルファイバーがあるから、携帯基地局までの整備にユニバは要らないんだということも、一定の考慮が必要だと思いますが、ただ、このフレキシブルファイバーに象徴されるように、人が住んでいるということと、これから有線あるいは無線のサービス提供ということが必ずしもリンクしなくなってきている。

今までのもしも電話とは状況が違ってきているということは一考に値するだろうと思いますので、次回以降、次回のラストリゾートの責務を負う事業者の責務については、そ

ういったところについてももう少し御検討を賜れば幸いです。

私からは以上です。

【大橋座長】 大変貴重な御指摘ありがとうございます。

以上、私が見える範囲で、挙手された構成員の方に御発言いただいた感じになっていますが、よろしいですか。それでは、事務局から御意見について、もし何かリプライあればお願いいたします。

【中田事業政策課調査官】 では、時間も限られてきますので、簡潔に可能な範囲でお答えしたいと思います。

まず、林先生からいただきました、現行の基礎的電気通信役務制度との相違ということですが、2ページの書き方が誤解を生むところもあったかもしれませんが、現行の基礎的電気通信役務制度にそのまま有線ブロードバンドを入れるということを念頭に置いているわけではございませんでして、当然、次回以降議論していく規律の在り方、あるいは、ラストリゾートの在り方も異なってくるというふうに考えておりますので、必要なところは法律上修正した上で、という趣旨でございます。御指摘ありがとうございます。

同じく林先生からいただいた点、それから、他の先生からもいただいた点。電話のように完全にあまねく100%というふうにはならないのではないかという御指摘だったと思います。そのとおりであろうというふうに考えておまして、これは中間取りまとめまでの議論でも基本的にはそういう方向であったというふうに理解していますが、2ページの下の方に書いてある点、あるいは、3ページの真ん中、②でアスタリスクで書いている点でございますけれども、原則としてテレワーク等は日本全国どこでも使えるようにしていく。そのためには、原則として、日本全国どこでも有線ブロードバンドサービスが使えるようにしていくということが必要であろうというスタンスに立っております。これは、最終的にはコストベネフィットの問題もありますので、政治的な判断も含め、様々な観点から判断されるものであると思いますが、基本的にはそういったスタンスに立っております。

ただ、その上で、本当に限界的な地域、3ページの真ん中、アスタリスクの表現で言いますと、当該地域の自治体にも整備意向がないような著しく採算性の低いエリアについては、これは携帯ブロードバンドサービスで対応するという考え方で一旦整理しているところでございます。ここは誰がどのような基準で判断するかというのは非常に難しい点を含んでおりますが、ここでの考え方といたしましては、原則として日本全国どこでも有線ブロードバンドサービスを提供することを目指すわけですが、当該エリアの自治体に

すらそういった意向がないところについては、これはそういった自治体の判断を尊重するという考え方が1つあるのではないかと考えています。

それから、林先生の2点目、特別支援エリアについては、黒字の事業者でも支援対象とするのかというのは、それはそういう考え方でございます。特殊な政策的な要請から、特別支援エリアについては、基本的にはそういった考え方を取ろうとしています。その上で、純粋な手挙げ方式なのかどうなのか、それとも、一定の手を挙げる義務みたいなものが観念されるのかということは、議論の順番としましては、次回以降、ラストリゾートのところでもまた考え方をお示しして、御議論いただきたいというふうに考えているところでございます。完全に電話と同じ考え方には恐らくならないだろうというふうに考えているところでございます。

それから、長田先生からいただきました、エンドユーザへの転嫁でどれぐらいの負担が消費者に発生するのかという点につきましては、現在、試算を進めているところでございまして、現時点としては概算ということになると思いますが、できれば次回検討会、間に合わなければ次々回ということで、何らかの形で負担額お一人当たりのイメージというものをお示ししたいというふうに考えております。

それから、岡田先生からいただきました1点目は、大谷先生からいただいた点と若干重なりますが、特別支援エリアについて、改正法公布日以降としてみまると、整備しないインセンティブ等々が生まれるのではないかと考えてございまして、仮に次期常会ということでもあります、期間も限られていますので、あまりそういった問題はそこまでは生じないのかなというふうに考えておりますが、そうでない可能性も念頭に置きますと、別の形で規定するという方法もあろうかと思っております。何らかの確定期日で書くといった書き方もあろうかと思っております。

いずれにせよ、どのような決め方をした場合でも、一定の時点で切った場合には、その時点の前後の人たちで扱いに差が生じてしまうわけですが、1つの考え方としては、現時点において民間事業者が自ら整備しているエリアについては、これはある意味企業としてリスクを取って整備しているわけですから、少なくとも黒字であれば支援する必要はないだろうという考え方があろうかと思っております。

また、現時点において公設で整備したエリアについても、改正法の公布日以降に民間に移行するというのであれば、これは特別支援対象エリアとして支援の対象になり得るわけですから、そのような形で一定の公平性というものは実現しているのではないかと

ふうを考えているところでございます。

それから、藤井先生からいただいた点。負担額については、できれば次回までにお示ししたいというふうを考えておりました、それと併せまして、どうやって負担額を抑えていくかということについても考えていく必要があるかというふうを考えております。

それから、関口先生からいただいた御指摘につきましては、御指摘のとおりでございます、人口減少が進む中でどこまでやるかというのは非常に難しい問題ではございますが、一旦の考え方としましては、先ほど申し上げたとおり、基本的には、原則として日本全国ということだけれども、当該自治体の意向というものを勘案していくということでございます。

一旦、お答えとしては以上でございます。さらにございましたら、メール等で御回答差し上げたいと思います。

**【大橋座長】** ありがとうございます。

構成員から追加のコメント、御意見、また、もし、オブザーバの方もありましたら、いただければと思います。まず、林構成員からお願いします。

**【林構成員】** 林でございます。先ほど御説明、御回答くださりまして、ありがとうございます。

追加でもう一点ございまして、特別支援対象エリアのところなんですけれども、このカテゴリーの基準として、「市場に委ねたのではサービスが維持できない可能性が極めて高いエリア」というふうに記載されているわけなんですけれども、これは総論としてはそのとおりなんだろうと思うんですけれども、ただ、現在整備されていないエリアというのは、真に採算の取れないエリアはもちろんあるわけなんですけれども、場合によっては、自治体の情報化への関心が低くて、それが理由にこれまで積極的な取組がなされていないだけのエリアというのもしかししたら相当程度あるんじゃないかというふうに私なんかは思っております、もしそういったケースまでここで支援するということになると、それはやっぱり疑問なところがございますので、この市場に委ねたのではサービスが維持できない可能性が極めて高いかどうかというのはしっかり精査していただく必要はあるのかなというふうに思いました。

それから、公布日の話。私も一番最初に気になったのはここで、先生方から御発言があったので、発言は特にしなかったんですけれども、これは本件に限らず、例えば、補助金が新設された場合も、補助金が新設される年度の開始前に整備されてしまえば補助金はも

られない。4月になって整備すれば補助金はもらえるというのと同じことと言えば同じという気はするんですけども、そういう意味では、決めの問題かなという気はするんですけど、何となくすっきりしないというのはおっしゃるとおりですので、そこは事務局もいろいろお考えのような案を、知恵を絞っていただければと思います。

すいません。失礼いたしました。以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。オブザーバから手が挙がってしまっていて、立石オブザーバからまずお願いいたします。若干お時間厳しいので、手短にお願いできればと思います。

【日本インターネットプロバイダー協会】 じゃあ、簡単に。1つ、関口先生がおっしゃっていたことに対して、ほぼほぼ内容は同じなんですけれども、もう少し突っ込んで。

単なる電気通信サービス、田舎はこの対象になるようなエリアで、単なる電気通信サービスでは多分済まないというふうに私は思っていますということです。若者はテレビもコンビニも、下手すれば風呂もなくてもいいけれども、インターネットだけ欲しいというふうなことを中山間地域で体験学習した人たちは結構言っていたりとか、電気も水道もないところでも、通信さえあればという方は結構多いし、どこか最初のほうにありましたけれども、まさに遠隔診療が必要なエリアはこういうところですので、その辺を考えていただきたいなど。

もしそれで、さっき三友先生の撤退するエリアというのがありましたけれども、結局、そうすると政府の目が届かないエリアがどんどん増える。その結果が、例えば、尖閣のようなことも起き得るのではないかというふうに考えられると思います。安全保障の問題があるかなと思います。

そこまで行くと、支援制度が、この制度じゃなくて、また別のことを考えなきゃいけないのかもしれませんが、単なる電気通信サービスというふうなものではないと考えていただきたいというのが1点。

それともう一つは、これはブロードバンドですので、トランジットが必要になるんです。東京から遠い通信事業者ほど、トランジット料金がなくてどうしようもないということを非常に悩んでいます。物理回線ぐらいは何とか提供できるんですけども、毎月のコストになりますと、トランジットをもっと安く、あるいは便利に提供できるのであれば、ほかのコストは何とか持てるというエリアもきっと出てくると思います。

ということで、電話のユニバーサルサービスから行くと、それこそちょっと違ってはく

るんですけれども、場所によって柔軟な支援策というのをつくってもいいのではないかなと。

以上です。ありがとうございました。

【大橋座長】 ありがとうございます。続いて、NTTの黒田オブザーバ、お願いします。

【日本電信電話】 NTTの黒田でございます。

支援額の算定について、今回、モデル方式を念頭に置いて、と記載されていますが、新たに自治体事業によって整備が行われる特別支援対象エリアでは、そもそも構築の段階で、国や自治体の予算を用いて設備構築が行われていますので、公的予算を用いて設備構築されている以上、基本的には、その時点で、無駄な投資が行われていないかが査定されており、適切なコストに基づく設備構築が行われていると考えられます。したがって、全てをモデルで算定してしまうのではなく、今申し上げたような建設に応じた費用見合いは、公費による負担分を除いた上で、実際費用を採用するといった形で、モデルと実際費用を組み合わせたハイブリッドとした方が、より適切なコスト算定になるのではないかと考えているところでございます。

もう一点。この支援額がどういう扱いになるのかという点は、事業者にとっても影響は極めて大きいですし、恐らく、消費者にとっても最後どういう形で負担するのかという点でも影響が大きいところですので、法案審議に先立って、可能な限り見通しを持った議論をしていただき、議論を先送りするのではなく、論点への対応としての着地点を示した上で議論いただく方が、法改正をする上でも適切な議論が行われることになるのではないかと考えているところでございます。

以上、2点コメントさせていただきました。

以上、2点コメントさせていただきました。

【大橋座長】 ありがとうございます。

以上が、お手が挙がっている方を指名させていただいたので、事務局から3名の方について、もしリプライあればお願いします。

【中田事業政策課調査官】 いずれの御意見も十分受け止めさせていただいて、さらに詳細を検討させていただきたいと思います。

林先生からいただいた点。確かに、現時点で自治体による整備が行われていない理由は、実際には個別いろいろなんだろうと思います。ただ、一方で、制度としてはどこかで線を

引かなければいけないというところがございまして、どうしていくのがよいかというのはさらに検討していきたいというふうに思います。

J A I P A様からいただいた点、ありがとうございます。御指摘のような観点もありますし、基本的には、総務省あるいは事務局といたしましては、可能な限り整備を進めていく、維持していくというスタンスになろうかと思えます。

最後、N T Tさんのほうからいただいた御意見も、御指摘ごもっともな点多々あるかと思えますので、試算につきましては、どうしても未確定な点が残るのはやむを得ないというふうに御理解いただきたいと思うんですけれども、可能な限り具体的なものをお示ししたいというふうに考えております。

以上です。

**【大橋座長】**      ありがとうございます。

まだ構成員の方々でお時間の関係で御発言をためらわれた方もいるかなというふうに感じています。本日、一旦ここで質疑、意見交換は区切りとさせていただきますが、追加でもし御質問等ありましたら、後ほど事務局から照会のメールを投げさせていただきますので、遠慮なく御提出いただければというふうに思います。

本日、お忙しいところありがとうございます。それでは、事務局より、今後の予定について御説明のほうをお願いいたします。

**【中川事業政策課課長補佐】**      事務局でございます。

今後の予定について説明をいたします。次回会合の内容と日程等については、別途御連絡をさせていただきます。本日の議論も踏まえた上で、次回の内容等を検討させていただきます。よろしくをお願いいたします。

**【大橋座長】**      ありがとうございます。それでは、もし全体を通じて何か御意見あれば承りますが、大丈夫ですか。

それでは、本日、夜遅くまでありがとうございます。本日はこれにて閉会といたします。お時間本当にありがとうございました。

以上